

北國銀行 通帳レス口座取扱規定

第1条（内容）

「通帳レス口座」とは通帳不発行方式（無通帳方式）の預金口座です。

第2条（対象口座）

お申込みができる対象口座は個人および個人自営業者の「総合口座」、「普通預金口座」となります。

第3条（取引方法）

(1)原則、お取引はATMもしくは北國クラウドバンキングにて行います。

(2)当行国内本支店窓口での手続きが必要となる場合は、キャッシュカードおよびお届けのご印鑑（印鑑レス口座の場合は本人確認資料）をご持参のうえ、申出てください。

第4条（取引の制限）

(1)通帳レス口座の開設を申し込む場合、北國クラウドバンキングおよび、総合口座または普通預金口座のキャッシュカード発行が必要です。（通帳レス口座の取引継続中は、北國クラウドバンキングの解約およびキャッシュカードの解約のいずれも行うことはできません。）

第5条（取引明細の取扱）

お取引明細の確認は、北國クラウドバンキング、もしくは、北國おサイフアプリをご利用いただきます。

第6条（有通帳口座への切替）

本口座から有通帳口座への切替を希望する場合は、キャッシュカードおよび運転免許証等の本人確認資料を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。通帳発行手数料が必要な場合は、所定の手数料を支払うものとします。

第7条（解約等）

本口座を解約する場合は、キャッシュカードおよびお届けのご印鑑（印鑑レス口座の場合は本人確認資料）を持参のうえ、当行国内本支店に申出てください。

第8条（他規定の準用）

この規定に定めのない事項については、各種預金規定、各種カード規定、各種商品に関する規定、および各種サービスに関する規定（これらに付随する特約を含みます。）も適用されるものとします。

第9条（規定の変更）

(1)この規定の各条項は、法令の変更、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものと

します。

(2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2023年8月 現在